ご質問への回答

番号	質問	回答
1	仕様書#7特記事項(7)	1. 再リースについては、賃貸借期
	受注者は賃貸借期間満了後における	間満了が近づいてきた際に協議
	借受物品の処分について担当課と協	することができます。
	議することができる	2. 買取についても、再リースと同
		様協議できます。
	具体的には以下の方向が考えられま	3. 対象物件の搬出、廃棄に関する
	すが個別にコメントをお願いします	費用については、再リース等がな
	1. 再リースについての協議	い場合、受注者に負担していただ
	2. 対象物件買取についての協議	くことを想定しております。
	3. 対象物件の搬出、廃棄に関する費	
	用を受注者が負担すること	